

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名   |
|-------|--|
| 32    | 障がい児福祉手当等の支給に関する事務 基礎項目評価書【令和7年9月30日しきい値判断により評価及び公表終了】 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江別市は、障がい児福祉手当等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

江別市長

## 公表日

令和8年3月24日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                                      |  |
|---|--|
| ①事務の名称  | 障がい児福祉手当等の支給に関する事務   |
| ②事務の概要  | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であり、特定個人情報を取り扱う。【特定個人情報を取り扱う事務】<br>①障害児福祉手当に関する申請受付・交付決定事務<br>②障害児福祉手当に関する情報の管理<br>③特別障害者手当に関する申請受付・交付決定事務<br>④特別障害者手当に関する情報の管理<br>⑤経過福祉手当に関する申請受付・交付決定事務<br>⑥経過福祉手当に関する情報の管理 |
| ③システムの名称  | 表計算ソフト/団体内統合宛名システム/中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名  |  |
| 障がい児福祉手当等受給者ファイル  |  |
| 3. 個人番号の利用  |  |
| 法令上の根拠  | 番号法第9条<br>番号法別表第67の項   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携                                  |  |
| ①実施の有無  | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>   |
| ②法令上の根拠   | 【情報照会の根拠】<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第92、93、119の項<br>【情報提供の根拠】<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42、80、125、161の項   |
| 5. 評価実施機関における担当部署   |  |
| ①部署   | 健康福祉部障がい福祉課 / 子ども家庭部子育て支援課   |
| ②所属長の役職名  | 障がい福祉課長 / 子育て支援課長  |
| 6. 他の評価実施機関   |  |
|   |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                                    |  |
| 請求先   | 総務部総務課: 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                                  |  |
| 連絡先   | 健康福祉部障がい福祉課/子ども家庭部子育て支援課: 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141   |
| 9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span> |  |
| 適用した理由  |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |   |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1,000人未満(任意実施) ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年9月30日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年9月30日 時点  |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果               |
|------------------------|
| 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                   |           |  |
|---|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]   |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                  |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用  |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                           |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                               | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)         |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去   |   |
|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か   | <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[            十分である            ]</span> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 特に力を入れている<br/>           2) 十分である<br/>           3) 課題が残されている         </div> </div>   |
| 8. 人手を介在させる作業 <span style="float: right;">[    ] 人手を介在させる作業はない</span> |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か   | <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[            十分である            ]</span> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 特に力を入れている<br/>           2) 十分である<br/>           3) 課題が残されている         </div> </div>   |
| 判断の根拠   | <p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で管理職の最終確認を経ることとしている。</p> <p>また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。</li> <li>・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。</li> <li>・特定個人情報を含む書類は、書棚に保管することを徹底する。</li> </ul> <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p> |



## 変更箇所

| 変更日       | 項目              | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------------|---|--|------|-----------|
| 平成28年6月5日 | I-5②所属長         | 福祉課長 佐野 之範 / 子育て支援課長 堂前 敦   | 福祉課長 本多 俊介 / 子育て支援課長 四條 省人   | 事後   |           |
| 平成30年7月6日 | I-5①部署          | 健康福祉部福祉課 / 健康福祉部子育て支援室子育て支援課  | 健康福祉部障がい福祉課 / 健康福祉部子育て支援室子育て支援課  | 事後   |           |
| 平成30年7月6日 | I-5②所属長の役職      | 福祉課長 本多 俊介 / 子育て支援課長 四條 省人  | 障がい福祉課長 / 子育て支援課長  | 事後   | ※様式変更     |
| 平成30年7月6日 | I-8連絡先          | 健康福祉部福祉課/健康福祉部子育て支援室子育て支援課:〒067-8674 北海道江別市高  | 健康福祉部障がい福祉課/健康福祉部子育て支援室子育て支援課:〒067-8674 北海道江   | 事後   |           |
| 令和1年6月30日 | IV-1～9様式の追加     |   |  | 事後   | ※様式変更     |
| 令和2年10月1日 | II-1～2          | 平成27年10月1日時点  | 令和2年10月1日時点  | 事後   | ※評価の再実施   |
| 令和3年9月1日  | I-4②法令上の根拠      | ○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号   | ○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号  | 事後   |           |
| 令和5年1月1日  | I-1③システムの名称     | なし(ファイル管理)  | 表計算ソフト/団体内統合宛名システム/中間サーバー  | 事後   |           |
| 令和5年1月1日  | I-3法令上の根拠       | ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)<br>・第9条(利用範囲)<br>・別表第一第47の項<br>○番号法別表第一主務省令<br>・第38条              | ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)<br>・第9条(利用範囲)<br>・別表第一第47の項                        | 事後   |           |
| 令和5年1月1日  | I-4②法令上の根拠      | ○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号   | ○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号  | 事後   |           |
| 令和6年4月1日  | I-5①部署          | 健康福祉部障がい福祉課 / 健康福祉部子育て支援室子育て支援課   | 健康福祉部障がい福祉課 / 子ども家庭部子育て支援課   | 事前   |           |
| 令和6年4月1日  | I-8連絡先          | 健康福祉部障がい福祉課/健康福祉部子育て支援室子育て支援課:〒067-8674 北海道江  | 健康福祉部障がい福祉課/子ども家庭部子育て支援課:〒067-8674 北海道江別市高砂町   | 事前   |           |
| 令和7年10月1日 | 評価書名            | 障がい児福祉手当等の支給に関する事務  | 障がい児福祉手当等の支給に関する事務【令和7年9月30日しきい値判断により評価及び公表終了】   | 事後   |           |
| 令和7年10月1日 | I-1②事務の概要       | 【情報連携】<br>・番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。<br>・番号法別表第二に基づき、中間サーバーに副本を保存し、他行政機関からの照会に対し必要な個人情報の提供を行う。 | 削除   | 事後   |           |
| 令和7年10月1日 | I-3法令上の根拠       | ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)<br>・第9条(利用範囲)<br>・別表第一第47の項                                       | 番号法第9条<br>番号法別表第67の項   | 事後   |           |
| 令和7年10月1日 | I-4②法令上の根拠      | ○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号<br>○番号法別表第二第26.56の2.67.68.87の項  | 【情報照会の根拠】<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第92、93、119の項<br><br>【情報提供の根拠】<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42、80、125、161の項 | 事後   |           |
| 令和7年10月1日 | II-1～2          | 令和2年10月1日   | 令和7年9月30日時点  | 事後   | ※しきい値の見直し |
| 令和7年10月1日 | IV-8・11の記載事項の追加 |   |  | 事後   | ※様式変更     |
|           |                 |   |  |      |           |
|           |                 |   |  |      |           |
|           |                 |   |  |      |           |